# 第37回議会運営委員会

と き 平成29年5月23日(火) 午前9時 ところ 第1委員会室

## 付議事項

- 1 平成29年第2回(5月)臨時会に関する事項について
- (1) 委員会条例の改正について

委員会条例第21条の説明員の要求先を「教育委員会の委員長」から「教育委員会の教育長」に変更する。

○山陽小野田市議会委員会条例

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

全議員一致議案として、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、 5月30日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。

## ○申し合わせ事項

(全議員一致の議案の提出者等)

- 27 議員提出の議案のうち、全議員一致の議案については、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、本会議に提出する。この場合、 事前に全協で了解を求める。
- (2) その他
- 2 その他

## 議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 三 浦 英 統 賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗 『 山陽小野田市議会議員 河 﨑 平 男 『 山陽小野田市議会議員 石 田 清 廉 『 山陽小野田市議会議員 下 瀬 俊 夫 』 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例 山陽小野田市議会委員会条例(平成17年山陽小野田市条例第209号)の 一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。 附 則

この条例は、平成29年5月31日から施行する。

### 山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

#### 

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査 のため、市長、教育委員会の教育 長、選挙管理委員会の委員長、公 平委員会の委員長、農業委員長、公 会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めよければならない。 (出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査 のため、市長、教育委員会の委員 長、選挙管理委員会の委員長、公 平委員会の委員長、農業委員会公 会長及び監査委員その他法律に基 づく委員会の代表者又は委員並び にその委任又は嘱託を受けた者に 対し、説明のため出席を求めよう とするときは、議長を経てしなけ ればならない。